

令和4年

第1回市議会定例会 意見書案第3号

会計年度任用職員制度の改善を求める意見書

上記の意見書案を函館市議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和4年3月15日提出

函館市議会議長 浜野幸子様

提出者	函館市議会議員	板倉一幸
同	同	小山直子
同	同	斉藤佐知子
同	同	福島恭二
同	同	島昌之
同	同	日角邦夫
同	同	見付宗弥

## 会計年度任用職員制度の改善を求める意見書

2020年4月1日、新たな非常勤職員制度である会計年度任用職員制度が施行されました。コロナ禍において、臨時・非常勤をはじめとする自治体職員が住民の期待に応え、より質の高い公務・公共サービスを確実に提供していくためには、職員の雇用の安定の確保と賃金その他の労働条件の改善が不可欠です。

しかし、残念ながら賃金その他の労働条件については、新制度の趣旨・目的とは異なり、常勤職員との均衡が図られているとは言えない状況にあります。特に、人事院が2年連続で期末手当の引き下げを勧告したことから、勤勉手当が支給されていない会計年度任用職員は大きな影響を受けることとなりました。国の非常勤職員には勤勉手当が支給されているにも関わらず、現行の地方自治法では短時間勤務の会計年度任用職員に支給できることになっていません。また、フルタイム勤務の会計年度任用職員については法律上支給が可能ですが、総務省からの指導によりほとんどの自治体で支給されていない実態にあります。正規・非正規の待遇格差の是正に向けては、国の非常勤職員に勤勉手当が支給されていることを踏まえ、地方公務員法や地方自治法の改正を進めていく必要があります。

また、会計年度任用職員の休暇については国の期間業務職員との権衡により措置することとされ、病気休暇については無給とされています。有給の夏季・冬季休暇の付与が正規・非正規労働者の間で取扱いが異なることについて、不合理な格差に当たるとした最高裁判決も踏まえ、休暇に関して、国・地方ともに常勤職員と同じ取扱いとすべきです。

よって、政府および国会は、所要額の調査の定期的実施など会計年度任用職員の実態を把握するとともに、地方自治法の改正など、制度の改善を図るよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和4年3月 日

函館市議会議長 浜野 幸子

